

江戸川区歩行喫煙及び ポイ捨て防止等に関する条例



質問

どうして区内全域で歩行喫煙を規制するのですか？

回答

「子どもと歩いていて、たばこの火が怖い・危ない。」など、特に、歩行をしている際の喫煙が他人へ危険を及ぼす可能性が非常に高いため、安全・安心の観点から歩行喫煙をしてはいけないと考えたためです。

質問

歩行喫煙とはどんな行為ですか？

回答

道路や公園、河川敷、広場など私有地以外の公共の場所において、歩きながらたばこを吸ったりすることはもちろん、自転車・自動二輪車などに乗車中の喫煙も歩行喫煙に該当します。

質問

ポイ捨てとはどんな行為ですか？

回答

ポイ捨てとは、たばこの吸い殻やゴミ、空き缶などの容器類を定められた場所に廃棄せず、みだりに捨てたり、置き去る行為をいいます。

質問

たばこの灰はどのように考えたらよいですか？

回答

たばこの灰も吸い殻の一種ですので、携帯灰皿などに入れて処分するよう、配慮していただきたいと思います。

江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例

- 第一條 (目的)**
この条例は、歩行喫煙及び吸い殻・空き缶等のポイ捨ての防止に関し、江戸川区(以下「区」という。)、区民等、事業者、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにする等必要な事項を定めることにより、環境をよくする地区協議会を中心にこれまで進めてきた活動をさらに発展させ、区民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって安全かつ清潔な生活環境を保全することを目的とする。
- (用語の定義)**
第二條 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 区民等 区内に居住し、滞在し、又は区内を通過する者をいう。
 - 二 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
 - 三 関係行政機関 区内を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
 - 四 公共の場所 道路、公園、河川敷、広場その他の公共の用に供する場所(屋外に限る。)をいう。
 - 五 歩行喫煙 歩行中(自転車等による移動中を含む。)に喫煙し、又は火の付いたたばこを所持することをいう。
 - 六 吸い殻・空き缶等 たばこの吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、紙くすその他みだりに捨てられることにより地域環境の悪化につながる物をいう。
 - 七 ポイ捨て 吸い殻・空き缶等を収納又は収集するために定められた場所以外の場所に捨てた行為又は置き去る行為をいう。
- (区の責務)**
第三條 区は、この条例の目的を達成するため、広報、啓発その他必要な施策を推進しなければならない。
- 第四條 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区民、事業者、関係行政機関及び環境をよくする地区協議会と協力を図り、施策の効果が最大限に発揮されるよう努めなければならない。
- (区民等の責務)**
第五條 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- (事業者の責務)**
第六條 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- (関係行政機関の責務)**
第七條 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- (歩行喫煙及びポイ捨ての禁止等)**
第八條 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙及びポイ捨てをしてはならない。
- 第九條 区民等は、喫煙により受動喫煙(他人のたばこの煙を吸われることをいう。)火傷その他の被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。
- (委任)**
第十條 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 付則**
第十一條 この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。
- (説明)**
第十二條 長年にわたり、区と区民が一体となって取り組んできた環境をよくする運動は、良き住民性と豊かな地域力を活かした本区の特徴ある環境美化活動である。近年の生活環境の劣化を考慮し、新たに歩行喫煙及びポイ捨ての防止等について、区民等及び事業者の認識を高め、より一層「環境創造都市江戸川区」創造への取り組みを図るため、本案を提出いたします。